

令和4年12月1日

報道関係者 各位

市川市 総務部長 植草 耕一

職員の処分について

地方公務員法に基づき、下記のとおり職員の処分を行いましたので報告します。

記

1. 処分の理由

被処分者は、勤務時間中に職場近くのコインパーキングに立入り、繰り返し喫煙をしていた。

この行為は、市川市の職員としてその職の信用を傷つけ、職員全体の不名誉となる行為であり、職員としての自覚が欠如した行為である。

2. 被処分者

市民部 主任（60歳代男性職員）

3. 処分内容

戒告

4. 処分年月日

令和4年12月1日

5. 処分の根拠法令

地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号

6. 市のコメント

全体の奉仕者である職員が、このような事案を起こしたことは誠に遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

今後は、このようなことが起こらないよう服務規律の遵守を徹底し、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

【本件に関する問い合わせ先】

総務部 人事課長 後藤 貴志

047-712-8573（直通）